

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月29日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 戴 正 呉
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭 彦
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町 1 番地
【電話番号】	(072)282 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 岸 昭 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月20日開催の当社第123期定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において決議事項が決議され、また、A種種類株主による種類株主総会及びC種種類株主による種類株主総会のそれぞれにおいて書面による同意が得られたことにより、同日、それぞれの種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1 第123期定時株主総会

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行

当該株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行することとし、これに関連する規定を変更する。

単元株式数の変更及び株式併合に伴う発行可能株式総数等の変更

当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更する。また、第2号議案「株式併合の件」が承認可決され、発行可能株式総数が10億株に変更されると同時に、種類株式の発行可能種類株式総数を、普通株式につき10億株、C種種類株式につき1,136,363株と変更する。

なお、その定款変更の効力発生日は平成29年10月1日とする。

取締役会を配当等の決定機関とする変更

配当等会社法第459条に定める事項を取締役会の決議をもって実施できるようにする。

B種種類株式に関する規定の削除

B種種類株式に関する規定を全部削除する。

株主総会議長の変更

株主総会の議長の人選を柔軟に行い得よう規定を変更する。

事業目的の追加等

事業目的として従来の農産物の製造等を拡大して食品の販売等に変更するとともに、金融商品取引に関する事業を追加する。

その他

以上の変更が付随し、条数の変更及び附則の追加を行う。

第2号議案 株式併合の件

普通株式及びC種種類株式につき、平成29年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された普通株主及びC種種類株主の所有株式数を基準に、それぞれ10株につき1株の割合で併合する。併合の結果、その所有株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して売却し、その売却代金を端数の割合に応じて交付する。

効力発生日は、平成29年10月1日とし、同日における発行可能株式総数は10億株とする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役に戴正呉、野村勝明、高山俊明、劉揚偉、西山博一及び王建二の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

取締役に呂旭東、車谷暢昭及び姫岩康雄の3氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、事業年度当たり3億円以内とする。ただし、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものとする。

上記金銭報酬とは別に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等として割り当てる新株予約権を1,500個以内とする。ただし、新株予約権の額の合計は3億円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、事業年度当たり6,000万円以内とする。

上記金銭報酬とは別に、監査等委員である取締役の報酬等として割り当てる新株予約権を300個以内とする。ただし、新株予約権の額の合計は6,000万円以内とする。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社、国内の当社子会社及び国内の当社関連会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することとし、その募集事項の決定を取締役会に委任する。なお、新株予約権の目的たる株式は普通株式とし、その上限は60,000,000株を上限とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
第1号議案	3,756,283	25,367	261	94.22%	可決
第2号議案	3,774,498	7,143	261	94.68%	可決
第3号議案					
戴正呉	3,748,248	33,392	261	94.02%	可決
野村勝明	3,774,904	6,741	261	94.69%	可決
高山俊明	3,773,312	8,333	261	94.65%	可決
劉揚偉	3,773,836	7,810	261	94.66%	可決
西山博一	3,775,074	6,572	261	94.69%	可決
王建二	3,773,773	7,873	261	94.66%	可決
第4号議案					
呂旭東	3,733,642	48,007	261	93.65%	可決
車谷暢昭	3,750,220	31,428	261	94.07%	可決
姫岩康雄	3,775,456	6,199	261	94.70%	可決
第5号議案	3,775,003	6,609	276	94.69%	可決
第6号議案	3,762,540	19,106	276	94.38%	可決
第7号議案	3,753,725	27,944	261	94.16%	可決

(注) 1 上記各決議事項が可決されるための要件

第1号議案、第2号議案及び第7号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

第3号議案及び第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成

第5号議案及び第6号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成

2 賛成の割合は、当該株主総会に出席した株主の議決権の総数に対する、当該株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案について賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主について各議案の賛否が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

2 普通株主による種類株主総会

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

議案 株式併合の件

上記「1 第123期定時株主総会」(2)第2号議案に同じ。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	3,773,478	6,742	261	94.69%	可決

(注) 1 上記決議事項が可決されるための要件

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

2 賛成の割合は、当該株主総会に出席した株主の議決権の総数に対する、当該株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主の議決権のうち議案について賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主について議案の賛否が確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会の当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

3 A種種類株主による種類株主総会

- (1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日
 平成29年6月20日
- (2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容
 議案 株式併合の件
 上記「1 第123期定時株主総会」(2)第2号議案に同じ。
- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	200,000	0	0	100.00%	可決

(注) 上記決議事項が可決されるための要件
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

4 C種種類株主による種類株主総会

- (1) 当該株主総会決議があったものとみなされた年月日
 平成29年6月20日
- (2) 当該決議があったものとみなされた事項の内容
 議案 株式併合の件
 上記「1 第123期定時株主総会」(2)第2号議案に同じ。
- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成の割合	決議結果
議案	11,363,636	0	0	100.00%	可決

(注) 上記決議事項が可決されるための要件
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成

以上